

東日本大震災による神社被災の現状と課題

小野 崇之（神社本庁総務部長）

はじめに

神社本庁は、昭和21年に設立された包括宗教団体であり、宗教法人法に基づく宗教法人である。戦後、神社本庁の設立とともに宗教法人となった、全国神社約八万法人を、包括するために必要な業務を行うことを目的としている。

今回は宗教法学会の求めに応じて、平成23年3月11日発生した東日本大震災に伴う、神社本庁包括下神社の被災状況と神社本庁の復旧・復興に向けた様々な取り組みについて、その現状と課題を報告する。

もとより神社本庁の包括下神社に係るこのような自然災害への取り組みについては、今回の東日本大震災だけではない。日本国内で発生する大規模自然災害では、常に被災地域に存在する多くの神社が共に被災している現状がある。平成7年の阪神淡路大震災では一千社以上が、近年では新潟県中越地震、能登半島地震、中越沖地震等で数百社が被災している。その都度、神社本庁は包括宗教団体として、包括下神社に対して、出来る限りの支援活動を展開してきた。このような実情を踏まえると、東日本大震災における神社本庁の対策の中には、平素の神社に係る災害対策の延長線上にある施策と、今次大震災の重大な被災状況に鑑みて、前例のない特別な配慮を以て講ずる施策という、二種類の事項が含まれていることを御理解戴きたい。

1、東日本大震災における神社の被災状況について

神社本庁では、大規模災害発生の際、各都道府県毎に設置する本庁の出先機関である、各神社庁を通じて管内各神社の被災状況を把握することとしてい

る。別掲資料は各神社庁からの被災報告に基づき、大震災発生直後に神社本庁災害対策本部において、各種対策を講ずるために取纏め作成された被災状況に係る一覧表である。本資料において重複する被害（社殿と工作物の被害等）は、建物の被害を優先して表示しているため、被災神社数の重複表示はない。

神社の被災地域は、関東・東北地区を中心に1都15県に及び、この地域に存在する本庁包括下神社31814社の内、約15%にあたる約4800社が被害を受けている。因みに、平成23年末現在の神社本庁包括下の神社（宗教法人）数は、79005社である。

被害の大半は境内建物や鳥居・灯籠等の工作物の損壊が中心であるが、特に主要な宗教施設である本殿、拝殿等の全壊・半壊は309社であり、これに福島第一原子力発電所の事故に伴う、警戒区域等の立入りが制限された地域に存在する神社243社を加えると、約550社については、現時点（平成23年7月現在）で神社活動、所謂宗教活動の再開が不可能な状態となっている。

また、大津波の被害を受けた沿岸部の地域に存在する神社は、多くの場合、民家とともに流失することとなり、さらに岩手・宮城・福島の東北三県では8名の神職が犠牲者となっている。多くの神社が氏子地域と密着して存在することから、被害神社数から見ても茨城県以北の太平洋側各県に被害が集中している現状が窺われる。

戦後、神社本庁包括下の神社が被った自然災害としては、平成7年の阪神淡路大震災を上回り、まさに最大規模であり、前例のない地震、津波、原子力災害が重なる複合的な被災状況となった。

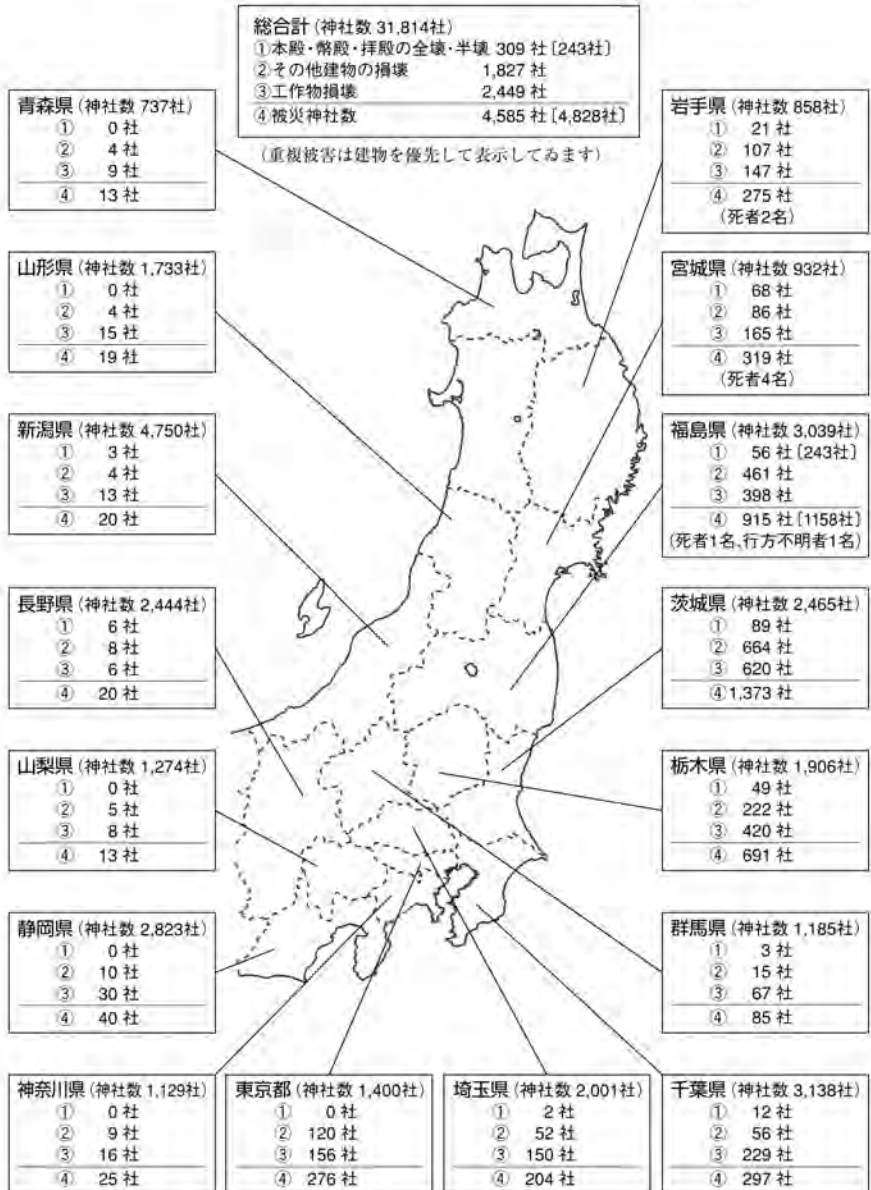
2、震災発生後の対応と復旧復興に向けた取り組み

神社本庁では、一定規模以上の神社災害については、神社本庁の内部規定に基づき、災害対策本部を設置することとなっている。今回の東日本大震災についても、所定の手続きを経て直ちに災害対策本部が設置され、情報収集を開始するとともに、対策本部会議を開催して被災状況の把握と災害復旧に向けた検討が始められた。

以下、多くの対策項目の中から、特に今次大震災において、注目する活動を

東日本大震災における神社の被災状況について

平成23年7月15日現在



※『別冊 若木』より

幾つか説明する。

(1) 神社義捐金の募集

神社義捐金は、本庁包括下神社の復旧・復興に資することを目的に、全国神社を通じて募集されるものである。過去25年で4回目となる義捐金募集である。第1回目は平成7年阪神淡路大震災、次に平成16年、17年の集中豪雨被害と新潟県中越地震、さらに平成19年の能登半島地震と新潟県中越沖地震、そして平成23年の東日本大震災である。

今回の義捐金募集は平成23年3月14日から開始され、総額は13億円余となり、平成23年9月には、被災した1都15県の各神社庁を通じて被災神社に配付することが出来た。

(2) 災害対策本部について

神社本庁では、近年頻発する自然災害等による神社の被災に速やかに対応するため、神社本庁災害対策本部設置に関する内規（平成19年内規第2号）を定めている。地震災害にあつては震度6弱以上の地震が発生した場合、風水害等にあつては、国その他の行政機関の対応や被災地の状況により、各々神社本庁災害対策委員会委員長が判断して設置されることとなっている。

対策本部は委員長の指揮のもと、対策本部長が会議を招集し、災害発生時の情報収集、現地調査、緊急支援及び復旧復興対策に必要な事項を立案、検討、実施することとなっている。

(3) 震災対策室の設置

神社の災害に関しては、これまでは神社本庁事務分掌内規に基づき、総務部神社課がその対処を図ってきた。しかし、今回の大震災は過去の災害対応に比べて格段の配慮を要することから、平成23年7月26日開催の神社本庁責任役員会の議を経て、緊急対応の部署として、総務部の中に「震災対策室」を設置することとした。同年10月には神社本庁事務所組織規程の一部を変更して、当分の間、東日本大震災に係る神社の復旧、復興及び支援を担当する専門部署とし

て業務を執り進めることとなった。

(4) 東日本大震災物故者慰霊祭の実施について

東日本大震災の発生から満一年となる、平成24年3月11日、震災により帰幽された方々の御霊の平安を祈念して、宮城県石巻市の日和山公園において、神社本庁主催による東日本大震災物故者慰霊祭を斎行した。当日は、東北地区をはじめ全国からの神社関係者、また一般市民を加えて約500名が参列した。

3、震災対策の進捗状況について

先ず、この報告内容が平成24年6月30日現在の状況であることを予め御諒承戴きたい。また、内容に応じて適宜その後の状況を加筆した。

(1) 神社復興支援施策の状況について

平成23年5月及び10月の定例評議員会（神社本庁の議決機関）において、自然災害により被災した神社の再建を支援する、神社復興支援基金の制定をはじめ、被災地の復旧復興に向けた各種支援策を決定した。この支援策については、神社本庁の機関誌『月刊若木』を通じて全神職に周知徹底するとともに、各種制度の勧奨を行うため、被災県神社庁の各種会議や支部長会議等へ本庁職員を派遣することとした。

被災地においては、神宮宮域林の復興支援材の譲渡や、神社復興支援基金及び災害等対策資金貸付等の説明を行い、併せて神社復興支援教化施策、被災神社域林の再生化及び活性化支援制度の活用についても積極的な活用方依頼を行った。

各種支援策に対する申請及び交付状況は、以下の通りである。

①神宮宮域林の復興支援材の譲渡

宮城県内 6社（平成24年末現在9社）

伊勢の神宮（伊勢市）より現地までの搬送費及び製材費を神社本庁が負担することとして実施され、平成24年5月には現地（岩手県・遠野市）まで搬

送り製材を行っている。また、各神社ともに平成24年末までに竣工予定である。

②災害等対策資金の貸付

神社本庁より無利息による災害復旧資金の貸付制度

福島県1社、岩手県1社 計2社

③神社復興支援教化施策

被災神社の教化活動（祭礼行事・伝統芸能・青少年教化育成・祭礼備品等）を中心に支援する制度

栃木県2社、宮城県22社、福島県5社、岩手県12社 計41社

④被災神社境域林の再生化及び活性化支援

津波で被災した鎮守の森の再生、活性化事業を支援する制度

宮城県亘理郡山元町 八重垣神社 平成24年6月24日実施

上記以外に宮城県内より4社の申請があり、日本文化興隆財団及び日本財団との協力により、順次支援を行うこととなっている。

⑤神社復興支援金の交付

神社復興支援基金に関する規程及び同施行細則に基づき、自然災害により被災した神社の本殿を再建する場合に限り、所定の審査を経て、支援金（最高100万円）を交付する。平成24年6月30日現在の交付先神社は以下の通りである。

茨城県2社、宮城県8社、福島県1社、岩手県2社 計13社

(2) 関係団体への活動助成金・協力金の交付

全国神社に奉仕する青年神職で組織する、神道青年全国協議会では、震災直後より神社本庁とともに、被災神社に対する支援物資の搬送等を実施してきた。しかしその後も、引続き被災神社の瓦礫処理等、復旧に係るを諸活動を実施していることから、神社本庁から活動助成金を交付して支援体制の強化と充実を図った。

また、被災建物の再建に際しては、専門家による技術面での助言や指導が必要な場合も想定されることから、復旧事業に係る相談窓口の設置や現地相談会

の実施について、神社本庁内に事務所を構える、日本建築工芸設計事務所に支援協力を願った。

(3) 原子力発電所事故に係る補償金請求の状況について

東京電力(株)から平成23年7月29日付にて、原発事故に伴ふ避難等の指示区域において、公益法人等（宗教法人を含む。）が被った減収等の損害について補償対象となる旨の通知がなされた。これにより仮払補償金が支払われることとなり、さらに平成23年8月30日付にて本補償が開始された。（平成24年7月末日現在の補償金請求状況は、対象神社数239社の内、請求神社数122社）

また、原発事故に関連して、避難指示区域（原発20キロメートル圏内）に鎮座する被災神社の実態調査のため、福島県神社庁により実施した公益的立入り調査（第3回目・平成23年8月23日）には神社本庁職員を派遣した。

(4) 神職子弟への支援について

被災地の神職子弟への支援として、神職後継者となるべく神職養成機関の神職資格取得課程の在学者に対して、修学支援見舞金（一人30万円）を設定した。この結果、宮城県、福島県、岩手県からの内申者8名に対して見舞金を交付した。さらに同種の支援策として、神職子弟が神職資格を取得するために、神職養成機関の神職資格取得課程に平成24年4月の入学者を対象に、就学助成金（一人30万円）を設定した。この結果、宮城県、福島県、岩手県からの内申者8名に対して助成金を交付した。

(5) 財務省指定寄附金（震災復旧寄附金）の状況について

指定寄附金は、公益法人等が広く一般に募集する寄附金で、宗教法人の場合、通常は文化財保護のための修理等に要する募金のみが指定を受けることができるものである。

神社本庁では、東日本大震災の未曾有の被害状況に鑑み、震災発生直後より日本宗教連盟とともに、文化庁宛に阪神淡路大震災と同様に、指定寄附金適用の特例措置を構ずるよう要望書を提出していた。その後、今次大震災において

被災した建物（附属設備）及び構築物並びに土地、固定資産の復旧のための募金も特例として指定寄附金の対象として取り扱うこととなり、震災復旧寄附金として財務省より告示（平成23年6月10日付財務省告示第204号）された。これを受け、平成23年8月8日、神社本庁に文化庁宗務課の当該事務担当者を招聘し説明会を開催した。

尚、指定寄附金の確認書が交付された神社は以下の通りである。（平成24年12月末日現在）

千葉県松戸市小山	浅間神社	社殿・社務所の原状回復に要する費用
茨城県笠間市笠間	笠間稲荷神社	本殿の原状回復に要する費用
茨城県鹿嶋市宮中	鹿島神宮	鳥居の原状回復に要する費用
千葉県野田市野田	須賀神社	社殿及び玉垣の原状回復に要する費用

(6) 原子力災害に係る神社支援基金について

東京電力福島第一原子発電所の事故による放射能の影響は、地震や津波等の一過性の災害とは異なり、過去の如何なる災害に比しても対応が困難なものであり、長期的かつ継続的な支援を必要としている。

平成23年、国が制定した放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、汚染・除染等に係る地域が指定され、調査結果に応じて国が経費を負担し、除染作業が執り進められている。しかし、被災地では除染作業に係る様々な問題が発生し、計画通りに除染が進まない現状にある。

神社本庁では、平成23年5月定例評議員会において、自然災害によって被災した神社社殿の早期復興及び神社祭祀の維持継承を目的に、「神社復興支援基金」を設定した。（前記（1）神社復興支援施策⑤）

さらに、平成24年5月には、未曾有の原子力災害を蒙った、神社の氏子・住民が少しでも早く故郷に戻り、地域の復旧や神社との繋がりを取り戻すことができるよう支援する、「原子力災害に係る神社支援基金」を設定した。これは神社が活動を再開するために、独自に除染作業等を行った際に、その経費を支援したり、除染作業に関連する様々な活動を支援するもので、年度内一事業に付き最高100万円を限度として支援金を交付する。

4、今後の課題

(1) 不活動宗教法人化への懸念

平成7年1月17日未明に発生した阪神淡路大震災においても、約1000社（2府7県）の神社が被害を受け、その内約100社は今回の東日本大震災同様、社殿の全壊、半壊という被災状況であった。

しかし、当時と比べて今回は神社（宗教法人）を取り巻く状況が大きく変化している。それは宗教法人制度の改正である。平成7年の阪神淡路大震災への対応は、その後に発生したオウム真理教事件を発端とする、宗教法人法改正問題への取組みの時期と重なっている。平成7年12月15日には宗教法人法が一部改正され、毎年の宗教法人事務所備付書類（写）の提出をはじめとする新制度が導入されている。当然この制度には過料罰則が用意されている。さらに過料罰則は強化されて今日に至っている。

現在、所轄庁にあっては、宗教法人法の改正以後俄かに表面化してきた、所謂不活動宗教法人問題に取り組んでいる。平成7年以前は十分に把握されていなかった、不活動宗教法人が顕在化しているのである。この不活動宗教法人が様々な形で悪用される事態も発生し、残念ながら宗教法人制度を害することにもなっている。

今回の大震災にあって、所轄庁は宗教法人法に規定される毎年の書類提出について、現時点では被災した宗教法人の実情を勘案して柔軟に対応しているが、従前通りの宗教活動が再開するまで猶予出来るのか。代表役員不存在、礼拝施設の滅失、書類の未提出、役員信者不存在等が長期化した場合、不活動宗教法人化し、宗教法人法第81条の解散命令の対象となる事案が多数発生するのではないか。被災地神社の復旧復興事業の遅延による不活動化への懸念は払拭できない。

(2) 神社活動継続への不安

宗教法人法に規定される所定の手続きとして、所轄庁に対する事務所備付書類（写）の提出が毎年可能であっても、宗教施設が滅失していたり、使用でき

ない状況は今後継続する可能性がある。沿岸部の被災地にあつては建築制限の地域もあり、従前の宗教施設の再建は不可能と思われる。被災地域が高台への集団移転ともなれば、神社活動を再開するのは容易なことではない。さらに、原子力災害を蒙った地域にあつては、地域住民が従前通りに戻ってくるであろうか。地域住民は神社の氏子であり、神社運営を支える基盤的な存在である。このような状況では神社運営は経済的にも破綻する可能性すらある。

これまでもダム建設や公共事業に伴う、集落や地域神社の水没、移転という事例がある。全国各地の神社は地域社会と密接不離の関係にあり、地域の変化が神社活動にも大きな影響を与えている。被災地神社の活動再開に向けた道程は厳しい現状である。

(3) 神社の祭礼や伝統行事の継続

前記(2)と関連するが、地域住民が離散することで、地域や神社とともに継承されてきた伝統行事を、今後も実施することが可能であろうか。

神社本庁は被災地域の神社が実施する教化活動を支援することで、地域復興の一助に繋げるため、神社復興教化支援施策として、緊急的に神社を中心とする伝統行事や伝統芸能の継承活動を支援することとした。津波によって神輿、幟、法被、太鼓や獅子頭等の破損や流出が相次ぎ、祭典や行事の継続に支障をきたす事態も生じている。この点、地域の伝統行事等を民俗文化財として位置づけ支援する団体もあるが、これを支える地域社会が崩壊している現状では、継続することへの不安を拭えない。

(4) 原子力災害に係る損害賠償請求や公的支援について

今次大震災の被害の中でも、長期に亘って対応が求められ、先行きがまったく不透明なのが原子力災害であろう。時間の経過とともに改善される部分もあるだろうが、最終的にこの問題への取り組みが、個々の宗教法人の存続にも大いに関係するものと考えらる。

平成16年の新潟県中越地震、また平成19年の新潟県中越沖地震においては、行政が出資して夫々民間の財団法人として復興基金が設立されている。特に被

災者生活支援対象事業として「地域コミュニティ施設等再建支援」が実施され、地域・集落等のコミュニティーの場として長年利用されている鎮守・神社・堂・祠の復興が図られている。当該支援事業に係る補助金の対象者は、災害救助法の適用を受けた市町村内の集落又は自治会等であり、直接宗教法人に交付するものではないが、内容的に見て新潟県内の包括下被災神社の復興事業には大きな支援となっている。残念ながら今回の東日本大震災では、未だにこのような支援体制の構築には至っていないようである。

その他

東日本大震災に係る神社の被災状況を中心に、震災発生直後より神社本庁が取り組んできた様々な活動について概要を報告してきたが、当然、本報告については、包括宗教法人神社本庁に所属する包括下の神社を対象とした活動であり支援である。しかし、被災された地域には、宗教法人か否かに拘わらず、当該地の素朴な信仰とともに小社や祠も多く存在していたことが窺われる。まさに今回の東日本大震災によって、この神祭りの信仰的土壌が失われてしまうことが危惧されるところである。

現在、神社本庁が包括する宗教法人としての神社は、全国に約八万法人であるが、神社本庁包括外の法人神社や所謂法人格を有しない神社、例えば地域や集落の人々が管理する神社や個人敷地内の神社、また工場や企業敷地内の神社等も地域には存在している。さらに街々の石祠や磐座など民間信仰の対象となるものも無数に存在している。しかし、このように外形的に神社の形態を有して存在する、法人格を有しない神社については、祭祀形態を含めその詳細は不明であり、把握することは極めて困難である。

今回の東日本大震災に際して、所謂非法人神社には神社本庁や神社庁の具体的な支援（神社の復旧再建等）が届かないのも事実であり、誠に残念ながら組織的には対処出来ない状況である。このように神社本庁としての制度上の関与が難しい問題であることから、被災地域においては、相談を受けた当該地の神社や神職にその対処が委ねられているのが実状と思われる。

以上、神社の被災状況と復旧・復興に向けた様々な取り組みについて、その

現状と課題を報告する。